2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,200点以上であること。）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,000点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,000点以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　特定評価項目①及び特定評価項目②に係るＶＥ提案が適正であること。

また、ＶＥ提案による技術提案が適正と認められない場合に設計図書（特記仕様書、図面、共通仕様書）に記載された内容（以下「標準案」という。）に基づいて施工する意志がある場合又は、ＶＥ提案を行わず標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案に基づいて施工する旨の資料を作成し提出すること。

⑹　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体においては、構成員のうち一社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評点表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、次のａ）及びｂ）の工事とする。

ａ）港湾土木工事において、質量2,000ｔ／函以上の鉄筋コンクリート製ケーソンを据え付けた工事

ｂ）港湾土木工事において、港湾土木請負工事積算基準における港湾の係数ランクが４以上に設定された港湾工事

（ａ）とｂ）は別件工事可）

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次のｃ）の工事とする。

ｃ）港湾土木工事において、質量1,000ｔ／函以上の鉄筋コンクリート製ケーソンを据え付けた工事

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

②　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の工事経験を有する者とする。ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の配置予定技術者が工事経験を有していればよい。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

なお、その工事経験が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局発注の工事である場合は、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ａ）特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、上記⑹①ａ）の工事

ｂ）特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記⑹②ｃ）の工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずるものであること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目（詳細は入札説明書のとおり）

①　ＶＥ提案の評価

ａ）特定評価項目①「ケーソン進水据付工から蓋コンクリート工までの間におけるケーソンの早期安定性確保を目的とした施工管理」の適切性

ｂ）特定評価項目②「潜水作業における安全対策（作業中止基準に関する提案は除く。）」の適切性

②　施工体制評価

ａ）品質確保の実効性

ｂ）施工体制確保の確実性

⑵　落札者決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の①から③の要件に該当する者のうち、⑶によって得られる標準点、加算点、施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

また、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　技術資料の内容が適正であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑶　評価値の算出　評価値は次の式により算出する。各項目の評価基準及び得点等の詳細については、入札説明書による。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

①　標準点　⑵①から③の要件を満たす者に対し100点の標準点を付与する。

②　加算点

加算点＝(a)×施工体制評価点÷30

(a)は⑴①の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大30点）

③　施工体制評価点　⑴②の評価項目を評価基準に従い配点する。（最大30点）

⑷　ＶＥ提案に基づく施工　実際の施工に関しては、事前に提出し承認されたＶＥ提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。